

こ 成 事 第 5 6 号  
令 和 8 年 2 月 5 日

都道府県知事  
指定都市市長 殿  
各 中核市市長  
児童相談所設置市市長

こども家庭庁成育局長  
( 公 印 省 略 )

### 令和8年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議等について

次世代育成支援対策施設整備交付金（以下「本交付金」という。）は、次世代育成支援対策を推進するために都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村（特別区を含む）が策定する都道府県整備計画又は市町村整備計画（以下「整備計画」という。）に基づき実施される児童福祉施設等及び障害児施設等に関する施設整備事業に交付されるものである。

今般、令和8年度における本交付金に係る整備計画の協議について、下記のとおり実施することとしたので通知する。

このため、対象となる施設整備を実施する予定がある場合には、「次世代育成支援対策施設整備計画協議要綱」に基づき、それぞれ施設整備計画協議登録様式（以下「エントリーシート」という。）及び施設整備計画協議書（以下「協議書」という。）について提出いただくようお願いする。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市区町村に対し周知していただくよう併せてお願いする。

### 記

#### 1. 協議案件の登録について

「令和8年度就学前教育・保育施設整備交付金及び次世代育成支援対策施設整備交付金の協議案件登録依頼について」（令和8年1月28日付け事務連絡）にて示したとおり、別途お知らせする提出期日までに、令和8年度内に計画している全ての協議案件を登録していただき、登録された協議案件のうち、こども家庭庁が採択予定事業として仮決定した事業について、別途お知らせする提出期日までに協議書を提出すること（「2. 協議書の

提出について」の①の事業を除く。 ) 。

## 2. 協議書の提出について

協議書の提出期限及び内示時期は、以下のとおり予定している。なお、①から④は、採択予定事業のうち、以下の要件に該当する事業のことを指すものとする。

### ①以下のいずれかに該当する事業

- ・事業着手予定月が令和8年4月又は5月の事業
- ・令和7年度以前からの継続事業
- ・厚生労働省所管の「社会福祉施設等施設整備費補助金」において令和7年度に内示を受けている又は受ける予定の障害者施設等と合築である障害児施設等にかかる事業

### ②以下のいずれかに該当する事業

- ・事業着手予定月が令和8年6月から8月の事業
- ・厚生労働省所管の「社会福祉施設等施設整備費補助金」において令和8年度で協議を行う予定の障害者施設等と合築である障害児施設等にかかる事業

### ③事業着手予定月が令和8年9月から11月の事業

### ④事業着手予定月が令和8年12月以降の事業

	提出期限	内示予定
①	各地方厚生（支）局から連絡	令和8年4月上旬
②	各地方厚生（支）局から連絡	令和8年6月上旬
③	各地方厚生（支）局から連絡	令和8年9月上旬
④	各地方厚生（支）局から連絡	令和8年12月上旬

※令和7年度からの繰越予算に残額がある場合には、繰越予算を優先的に使用する。

※複数年度事業の場合、毎年度協議を行う必要があるが、2か年目以降は必ず①にて協議書を提出すること。

※①については、採択予定事業が仮決定される前に協議書を提出いただくこととなるが、協議書を提出したことをもって内示が確約されるものではないことに留意されたい。

※提出期日及び提出先の詳細については各地方厚生（支）局から別途お知らせする。

※本交付金については予算の範囲内において交付するものであり、予算の状況によって登録いただいた協議案件の全てが採択予定事業となるわけではないことに留意すること。

## 3. 策定基準について

次のアからエの基準に照らして十分な審査を行った上整備計画の内容を精査すること。

### ア 実態把握に基づく施設整備計画

単に入所児童数の把握にとどまらず、入所等の必要性を調査するなど実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ、施設整備の目的、計画等が具体的であること。

### イ 用地確保状況の把握及び職員の確保等

契約書等の権利関係を示す客観的資料により、建設用地の確保が確実であること及び地域住民の賛同が得られていること。

また、必要となる職員等の確保が確実であること。

ウ 社会福祉法人等の適格性

社会福祉法人等の役員構成、資金計画等が適正であり、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能であること。

エ 民間補助金との調整

協議施設が民間補助金の申請と重複していないこと。

#### 4. 協議申請について

エントリーシートの登録にあたっては、以下の「優先順位を付す際の指標」を参考に、申請自治体内における、児童福祉施設等及び障害児施設等を含めた全ての整備事業の中で優先度が高い事業順に順位付けを行うこと。この優先順位は採択予定事業の仮決定にあたって参考とするので留意すること。

また、障害者施設等（障害福祉サービス事業）との合築整備を行う障害児施設等の順位付けについては、厚生労働省所管の社会福祉施設等施設整備費補助金の協議申請における障害者施設（障害福祉サービス）の優先順位との相関性を留意すること。

#### <優先順位を付す際の指標>

（児童福祉施設等及び障害児施設等共通）

- ア 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備（耐震化のための改築、老朽化による改築等）を行うもの
- イ 災害による停電時に電源確保の必要性が高い施設において非常用自家発電設備の整備を行うもの
- ウ 災害による断水時に、飲料水・生活水の確保の必要性が高い施設において給水設備の整備を行うもの
- エ 洪水浸水想定区域（水防法第十四条）等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設において水害対策のための大規模修繕や移転改築等の整備を図るもの
- オ 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀（以下「ブロック塀等」という。）の改修整備を行うもの
- カ 国土強靱化地域計画に明記されている整備を行うもの
- キ 平成25年12月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直されたことに伴う整備を図るもの
- ク アスベストの除去等の整備を図るもの
- ケ 利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島、半島等においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの
- コ 文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用

しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの  
サ 利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用、CLTの活用等その積極的な活用を行うもの

(児童福祉施設等)

シ 児童福祉施設等においては、別に定める「評価基準算定要領」により算定したポイントの高いもの

(障害児施設等)

ス ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から、障害児入所施設において多床室の個室化改修等を行うもの

セ 障害児施設等においては、「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組について（留意事項）」（平成19年12月26日医政総発第1226001号、雇児母発第1226001号、障障発第1226001号、保医発第1226001号）を踏まえた医療型障害児入所施設の整備を図るもの

ソ 障害児施設等においては、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図るもの

タ 障害児施設等においては、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成29年3月31日厚生労働省告示第116号。以下「基本指針」という。）を踏まえ、重症心身障害児及び医療的ケア児が、身近な地域で支援を受けられるように障害児通所支援の充実を図るもの

## 5. その他の留意事項について

(1) 乳児院及び児童養護施設に係る整備計画については、以下によること。

- ① 小規模かつ地域分散化を積極的に推進する整備計画（地域小規模児童養護施設の整備及び分園型小規模グループケアの整備）について、優先的に採択する。
- ② 小規模かつ地域分散化を進める過程で過渡的に本体施設のユニット化を経る整備計画（本体施設と同一敷地内の小規模グループケアの整備や本体施設内の小規模グループケア（ユニット化）の整備）については、「令和11年度末までに、小規模かつ地域分散化を図るための整備方針（計画）」（様式第4号）の内容を精査した上で、採択の可否を決定する。
- ③ 大・中・小舎（小規模グループケア以外）を含む整備計画については、採択しない。  
ただし、防犯対策、耐震化工事又は老朽化した設備の更新等に係る大規模修繕については、別途、必要性等を考慮の上、判断する。
- ④ 「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（「都道府県社会的養育推進計画の策定について」（令和6年3月12日付こ支家第125号こども家庭庁支援局長通知別添）

以下「策定要領」という。)の3の(9)の計画を策定し、かつ、以下の要件をいずれも満たし、『「施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針について』(令和7年2月5日付けこ支家第47号こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知)に基づく「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けた整備計画については、補助率を嵩上げする。(1/2 ⇒ 2/3)

(要件)

i 令和11年度末までに小規模かつ地域分散化を図るための整備方針(計画)を策定していること。

ii 地域分散化された施設の定員を増加させる整備計画であること。

※ 乳児院にあつては、「ケアニーズが非常に高いこどもの養育のため集合する生活単位の整備を含む整備計画であること」。

iii 令和11年度末までにケアニーズが非常に高いこどもの養育のため集合する生活単位を除き、全て小規模かつ地域分散化させる整備計画を策定すること。

(2) 産後ケア事業について

取組を推進するため、産後ケア事業の創設、増築及び増改築に係る整備費について補助率の嵩上げを行っている。(1/2 ⇒ 2/3)

(3) 過去において、社会福祉法人からの不誠実な申請等により施設整備費補助金を過大に交付するという事件が発生したことに鑑み、本交付金の整備計画においても、法人役員の構成、資金計画等が適正であるか、建設費等が過大に積算されていないか等について、厳密な審査を行うこと。

(4) 社会福祉法人の設立を伴う場合は、基本的な法人要件の不備や不適切な資金計画等が生じないように十分留意すること。

(5) 児童入所施設等にあつては、職員の勤務交代が円滑に行われるよう定員規模を考慮すること。

なお、児童心理治療施設については、学校教育導入のための体制が整備されているものに厳選すること。

(6) 国の補助事業により取得した社会福祉施設等の解体撤去工事費が国庫負担(補助)金の対象事業となる場合は、令和5年8月22日付けこ成事第339号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備(解体撤去工事費・仮設施設整備工事費)交付金に係る財産処分の手続等に関する留意事項について」に基づき、同通知別紙の財産処分(取りこわし)協議書を参考として添付すること。

(7) 本交付金の交付に伴う地方財政措置については、設置主体が各都道府県又は市町村の場合は、国の交付金に見合う地方財政措置が行われ、設置主体が社会福祉法人の場合は、従来の国庫補助事業の法人負担相当分を除き、地方財政措置が行われることとなっているので、所要の財源措置に留意すること。

(8) 令和7年度以前からの継続事業については、事業内容の更なる精査を図った上で協議すること。

また、継続事業であっても、2年目以降の国庫補助を確約するものではないので、優

先順位付け等をするにあたっては留意すること。

(9) 実施設計費については、内示後に契約したものについてのみ対象経費として認めること。

(10) 防犯対策の強化に係る整備事業について

対象とする整備等、児童養護施設等の防犯対策を強化する工事については、別途通知する「児童福祉施設等における防犯対策強化に係る整備について」のとおりであり、対象となる経費については、「防犯対策に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費」としているため、備品等の購入費用のみの場合は、補助対象とはならない。

また、平時において、有事の際の対応方針、職員の役割等を予め構築した防犯マニュアル等の作成に努めること。

(11) 交付対象となる施設整備について

本交付金における施設整備については、自己所有物件に限り交付対象としており、賃貸物件については対象外である。（大規模修繕等における障害児通所支援施設等改修整備を除く。）

(12) 事業着手について

内示前に事業着手した場合、補助の対象外となるので留意すること。事業着手とは、工事契約の締結のことで、内示後の契約を担保するような仮契約も含まれる。また、工事契約前の着手金の支払いなど、事実上事業の一部に着手しているような場合も事業着手に該当するので、留意すること。

(13) 児童福祉施設等における木材利用の推進について

利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、その他CLTの活用等を行う事業については、採択の際に考慮いたします。

当該事業として申請する際には、協議書様式第3号-2においてその旨を記載するとともに、本整備において木材をどのように利用しているか、具体的に記載すること。

(14) 非常用自家発電設備及び給水設備（以下「非常用設備等」という。）について

非常用設備等は地震による停電時等に有効に機能することを前提に、交付していることから、地震時に転倒することなどがないう耐震性を確保すること。また、事業主体に対して、当該非常用設備等の耐震性の確保の必要性及び耐震性が確保されていることが分かる資料を事業主体が整備しておくよう指導すること。

(参考 URL) 会計検査院 HP

<https://report.jbaudit.go.jp/org/r03/2021-r03-0200-0.htm>

(15) 児童福祉施設等におけるアスベスト対策について

児童福祉施設等の吹付けアスベスト等の除去等については、全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議において、早期処理に努めるようお願いしているところである。

アスベスト除去のために行う改築や大規模修繕等については、本交付金の補助対象となっていることから、補助制度を積極的に活用し、吹付けアスベスト等の除去等の早期処理に努めるよう引き続きお願いする。

なお、令和5年10月1日に施行された石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）により、建物の改修・解体時のアスベスト事前調査については、国が定める有資格者による実施が義務づけられたため留意願うとともに、管内の市町村及び施設に対して積極的な周知をお願いしたい。

（参考 URL）厚生労働省石綿総合情報ポータルサイト  
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/pdf/poster-r5.pdf>

## 次世代育成支援対策施設整備計画協議要綱

### 協議案件の登録にあたり必要な様式

- エントリーシート

### 協議書の提出にあたり必要な様式

- (1) 協議一覧
- (2) 次世代育成支援対策施設整備計画書・・・・・・・・・・様式第1号
- (3) 木造社会福祉施設老朽度調査表・・・・・・・・・・様式第2号別紙1  
非木造社会福祉施設老朽度調査表・・・・・・・・・・様式第2号別紙2  
※「老朽民間児童福祉施設等の整備について」（こ成事第431号令和5年8月22日通知）に基づく整備を行う場合に提出すること。
- (4) 次世代育成支援対策施設整備協議書・・・・・・・・・・様式第3号  
施設の配置図及び施設の経歴・・・・・・・・・・様式第3号別紙1  
工事実施前の施設の平面図・・・・・・・・・・様式第3号別紙2  
整備工事実施後の施設の平面図・・・・・・・・・・様式第3号別紙3
- (5) 児童養護施設及び乳児院において、小規模かつ地域分散化を進める過程で過渡的に本体施設のユニット化を経る整備計画の協議を行う場合及び「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けた整備計画の協議を行う場合には、様式第4号を作成すること。
- (6) 整備区分が大規模修繕又は防犯対策強化整備事業（門、フェンス等の外構の設置、修繕等）又は防犯対策強化整備事業（非常通報装置等の設置）の場合、公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積もり及び工事請負業者2社の見積もりの写し（PDF）を添付すること。
- (7) 訓練事業等整備加算及び大規模訓練設備等整備加算を適用する場合は、公的見積もり及び工事請負業者1社の見積もりの写し（PDF）を添付すること。
- (8) その他都道府県、指定都市、中核市及び市区町村において、必要に応じ参考資料を添付すること。

※こども家庭庁が指定した電子媒体をメールで提出すること。